

小山市路上喫煙の防止に関する条例

※平成27年7月1日施行。



小山駅周辺地域は路上喫煙禁止区域として、告示されました。

■路上喫煙禁止区域内(右図着色部分)は、終日禁煙です。
指定の喫煙場所以外で次に掲げる行為は、禁止となります。

- ・路上(道路、歩道)で喫煙する行為。
- ・路上(道路、歩道)で火のついたたばこを持つ行為。
- ・たばこをポイ捨てする行為。

※禁止区域内では、**平成28年4月1日**より上記の禁止行為をすると、2,000円の過料が課されます。
喫煙は指定の喫煙場所をご利用ください。

